

## 改正労働法及び改正外国人の入出国・在留法について

中川 良一

ベトナム国会 14 期 8 回会期（会期 2019 年 10 月 21 日～11 月 27 日）で可決された注目すべき改正点を紹介します。

## &lt;改正労働法（2021 年 1 月 1 日発効）&gt;

## (1) ベトナム国内企業の労働契約書の種類

12 カ月未満の契約期間に対し取り交わされる、期限付雇用契約形態が廃止されました。そのため来年以降の雇用契約形態は以下の 2 種類のみとなります。

- ①有期雇用契約（最長 36 ヶ月）
- ②無期限雇用契約

上記により、例えば、2 カ月間の短期雇用等のケースであっても、有期雇用契約の取り交しが義務付けられたため、社会保険加入等雇用者側に責任が生じます。

## (2) 祝日

ベトナム建国記念日（9 月 2 日）の前日か翌日のどちらかに祝日が一日追加されます。

## (3) 外国人労働者に関する規定

- ・改正前はベトナム人、外国人共に、有期雇用契約を 2 回締結後 3 回目から無期雇用契約にする必要がありました。改正法により外国人の場合は、有期雇用契約のみが認められます。原則、労働許可期間と同一の有期契約のみとなります。
- 施行細則が発行されておらず、詳細はまだはっきりしませんが、現在、労働許可は最大 2 年しか発行されていませんので、外国人の雇用契約書も最大 2 年の有期雇用契約となる可能性が高いと思われます。
- ・改正法では、ベトナム人と結婚しベトナムに居住する外国人は、労働許可証無しで自由に就労することが可能となります。

## (4) 定年年齢

2028 年までに男性の定年年齢を現行の 60 歳から 62 歳に、2035 年までに女性の定年年齢を現行の 55 歳から 60 歳に順次引き上げることになりました。

## &lt;改正外国人入出国・在留法（2020 年 7 月 1 日発効）&gt;

- ベトナム滞在中の外国人がノービザあるいは観光ビザで入国している間に労働許可証を取得し、長期滞在可能な労働ビザ等に切替える場合、現行法では労働ビザ

に切替えるため、一旦ベトナムから出国をしなくてはなりませんでしたが、改正法ではこのルールが削除されました。つまり、ベトナム国内で労働ビザへの切り替えが可能となり、出国する必要がなくなります。

- ベトナムのビザ免除措置を利用してベトナムに入国した場合、現行法では前回の出国日から 30 日以上あけなければ再入国が出来ませんでしたが、改正法ではこのルールが削除されました。2 週間のノービザ期間後、一日海外に出国すれば、再度 2 週間ノービザで入国できることになります。

## 2030 年までのベトナム人口戦略

フック首相は 11 月に「2030 年までのベトナム人口戦略」を承認しました。同人口戦略では、次のとおり、人口目標が設定されました。

## 【2030 年までのベトナム人口戦略】

	2025 年	2030 年
目標人口	1 億人	1 億 400 万人
15 歳未満の人口比率	22.7%	22.0%
65 歳以上の人口比率	10.3%	11.0%
平均寿命	74.5 歳	75 歳

ベトナムは人口が 1 億人を超えると同時に、急速に高齢者比率も高くなる見込みです。少子高齢化と人手不足の日本において、ベトナム介護人材を教育し、日本の介護事業に従事してもらった後、将来的にはベトナムにおいて高齢者介護分野で活躍してもらうというビジネスモデルが注目されています。

マーケットが拡大するとともに、私たち外国人である日本人も、ますますベトナムで就労が簡単になり、ビジネスチャンスが期待されています。